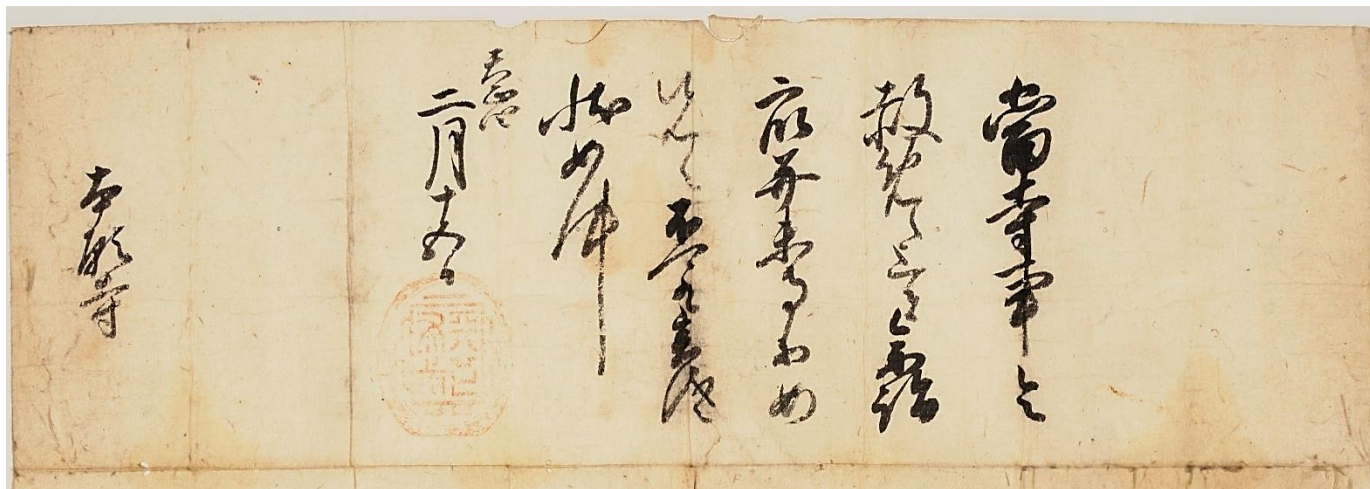




織田信長朱印状

天正4年(1576)

てんしょう

天正4年(1576)2月、本願寺を「赦免」したので、参詣衆及び末寺(各地の一向宗寺院)などが不穏な動きを起こさないように、信長が本願寺に命じた文書です。石山本願寺・諸国の一向一揆と織田信長の戦いは、元亀元年(1570)～天正8年(1580)まで続きました(石山戦争)。この間両者が結んだ3度の和睦(停戦)のうち、天正3年10月～4年6月の第2次和睦に関わる史料と見られています。本願寺への「赦免」が行われたという『信長公記』の記述を裏付けるように、この文書にも「赦免」の文字が見られます。

八木健次家文書 P09702 No.1592-3

織田信長朱印状

(天正四年・一五七六)

《釈文》

当寺事、令

赦免^一候上^者、参詣

衆并末寺等、如^二

先々^二不^レ可^レ有^二異儀^一候

状、如^レ件、

天正四

二月十五日 (信長朱印)

本願寺

《読み下し》

当寺の事、赦免(しやめん)せしめ候上(そうろう)うえは、参詣衆(さんけいのしゅう)並びに末寺等(まつじとう)、先々(さきざき)のいづく異儀(いぎ)あるべからず候状、件(くだん)のごとし、

天正四

二月十五日 信長朱印

本願寺

【八木健次家文書 P〇九七〇二 No.一五九二―三】